

端末借用に関する同意書

自分に合った学習内容や学び方を選び、学び続ける力を育むため、
下記の物品を学習目的で利用するにあたり、以下の事項について同意し、物品を借用します。

物品名 ： ●端末(iPad)及びカバー ●充電用の電源アダプタ及びケーブル

1. 借用期間 ：

令和8年 4月 1日～ 令和9年 3月 31日

※期間は最長 1 年間

2. 目的 ：

- 学校内での利用
- 学校外での利用
- 休校または感染症関連等で登校ができない場合の学習の継続として利用するため。

3. 確認事項

- (1)端末及び充電用の電源アダプタ及びケーブル(以下「端末等」)は学校が認めた学習目的以外での使用は禁止です。学校及び教育委員会が利用状況や接続先を確認することがあります。
- (2)端末等の第三者への貸し出しは禁止です。家庭内でも利用者本人以外は使用できません。
- (3)借用期間終了後は必ず学校に持参し、返却してください。
- (4)家庭において責任をもって管理し、紛失、故障した場合はすぐに学校に連絡してください。
- (5)端末等を故意に破損等させてしまった場合※は、教育委員会より通知されている「横浜市立学校における新教育情報ネットワーク等端末利用ルール」「GIGA 端末及び周辺機器等にかかる弁済処理実施要領」をもとにご家庭で負担いただく場合があります。
※「GIGA 端末とその付属品の破損・故障等の対応についてのお願い」参照
- (6)家庭における充電、通信料はご家庭の負担となります。
- (7)学校のルール及び指定する学習方法以外で機器を使用すると、学習に関係のないサイトへ繋がってしまう恐れがあります。必ず、学校のルール・方法の下で使用してください。
- (8)端末等の不適切な使用による情報漏洩等、利用者に発生した問題等については、学校及び教育委員会は一切責任を負いません。

保護者の皆様

GIGA 端末とその付属品の

破損・故障等の対応についてのお願い

横浜市教育委員会より整備された1人1台端末(GIGA 端末)について、様々な学習場面で積極的に活用を進めています。学校では適切な指導のもと大切に利用しておりますが、破損・故障等が発生するリスクも想定されます。

「横浜市立学校における新教育情報ネットワーク等端末利用ルール」「GIGA 端末及び周辺機器等にかかる弁済処理実施要領」をもとにご家庭等で負担いただく場合もありますので、下記の通りご理解とご協力のほどよろしくお願いします。

なお、付属品とは端末に付属している又はセットで貸与された電源アダプタ及びケーブル、カバー等を指します。

※GIGA 端末:「横浜市における GIGA スクール構想」等により整備した1人1台端末等

1 弁済対象となる場合(ご家庭等で負担いただく場合)

- (1) 故意に(わざと)破損・故障又は利用不可となる状態にさせた場合
- (2) 紛失した場合
- (3) 児童生徒以外の者又はペット等が破損・故障させた場合
- (4) 適切な管理を明らかに怠ったことにより破損・故障させた場合
(雨天時に屋外で利用し雨水により故障したなど)
- (5) 著しい改造・汚れ等によって貸出時の状態への復旧が困難な場合
- (6) 上記(1)～(5)以外で、適切な教育活動から著しく逸脱した理由による破損・故障等
(持ち帰り時に学校の許可なく家庭外等で利用し、破損させたなど)

2 弁済対象とならない場合(ご家庭等の負担とならない場合)

- (1) 児童生徒が教育活動又は教育活動に付随する活動の中で過失により破損・故障させてしまった場合(学習中に誤って机上から落としてしまった、誤って水をこぼしてしまった、登下校中に水濡れや落下等で破損・故障させてしまったなど。)
- (2) 盗難された場合(警察への被害届の届け出が必要)

3 弁済対象となる場合の対応

- (1) 端末及び付属品の種類によって必要な手続きが異なります。学校の案内に沿って修繕費用の弁済負担又は現物での弁済をお願いします。
- (2) 修繕費用の弁済負担の場合、弁済額は修繕にかかった費用全額となります。現物での弁済の場合、学校の案内に沿ってご家庭等で現物を購入していただき、現物で学校に弁済をお願いします。
- (3) 破損・故障等発生時の状況と弁済について、学校が保護者に確認・相談することになりますので、ご協力をお願いします。

4 休校時等のご家庭等での利用時の注意点について

- (1) 水濡れや外からの衝撃に注意し、雨の日はビニール袋に入れて運ぶなど配慮をお願いします。
- (2) 紛失や盗難を防ぐため、学校から許可された場所以外に持ち出さないようにし、学習目的に限って利用してください。
- (3) ご家庭等で利用する場合は、身の回りの場所を整理したうえで丁寧に扱ってください。

令和5年4月 横浜市教育委員会

横浜市立学校における新教育情報ネットワーク等端末利用ルール

制 定 令和3年4月1日

最近改正 令和5年4月1日

1 目的

本ルールは、児童生徒が、「横浜市における GIGA スクール構想」等により整備した1人1台端末（以下「GIGA 端末」という。）等を、横浜市新教育情報ネットワーク（以下「新 Y・YNET」という。）に接続して利用（以下「校内接続利用」という。）し、又は特別な事情がある場合や休校等の緊急時に家庭等で利用するにあたり、必要な事項を定め、適切な運用を図ることを目的とする。

2 校内接続利用できる端末

校内接続利用できる端末は、次のものに限るものとする。

（1）GIGA 端末

（2）BYOD 端末

高等学校、特別支援学校高等部の生徒が ICT を活用した授業等の教育活動において使用するために学校に持ち込む個人所有の端末

3 端末の利用条件

（1）GIGA 端末の利用条件 ア 教職員や ICT 支援員（以下、「教職員等」という。）の指示に従うこと。

ア 教職員や ICT 支援員（以下、「教職員等」という。）の指示に従うこと。

イ 卒業時等に端末を返却する際は、必ず全てのサービスからログアウトすること。

ウ 端末に認証情報やデータ等を保存しないこと。

エ 家庭等での利用については、期間や実施方法等、教職員等の指示に従うこと。

（2）BYOD 端末の利用条件

ア 新 Y・Y NET への接続は、小中学校企画課に依頼する。

イ BYOD 端末の管理は、個人の責任で行い、盗難、紛失等には十分に注意すること。

ウ 他人の端末を許可なく使用しないこと。

エ 基本ソフトウェア（以下、「OS」という。）及びその他アプリケーション等は、常に最新バージョンにアップデートし、セキュリティ対策が適用されたものを利用すること。また、更新プログラムが配布されなくなった OS は利用をしないこと。

オ アンチウイルスソフトウェアが導入可能な端末は、アンチウイルスソフトウェアを導入し、常に最新版に更新して利用すること。

カ 端末に違法なアプリケーション等の導入をしないこと。

キ 予備バッテリーを各自で用意するなどの対応をし、無断で学校のコンセントからの給電による端末の充電をしないこと。ただし、教職員等の許可を得た場合は除く。

4 GIGA 端末とその付属品の弁済を求める範囲について

GIGA 端末とその付属品の破損・故障等について、弁済を求める範囲を次のとおり定める。（1）弁済対象となる場合に該当する場合には、当該児童生徒及びその保護者等法定代理人にその弁済を求めることとする。

なお、付属品とは端末に付属している又はセットで貸与された電源アダプタ及びケーブル、カバー等を指す。

（1）弁済対象となる場合

ア 故意に破損・故障又は利用不可となる状態にさせた場合

- イ 紛失した場合
- ウ 児童生徒以外の者又はペット等が破損・故障させた場合
- エ 適切な管理を明らかに怠ったことにより破損・故障させた場合
(雨天時に屋外で利用し雨水により故障したなど)
- オ 著しい改造・汚れ等によって貸出時の状態への復旧が困難な場合
- カ 上記ア～オ以外で、適切な教育活動から著しく逸脱した理由による破損・故障等（持ち帰り時に学校の許可なく家庭外等で利用し、破損させたなど）

(2) 弁済対象とならない場合

- ア 児童生徒が教育活動又は教育活動に付随する活動の中で過失により破損・故障させてしまった場合。
(学習中に誤って机上から落としてしまった、誤って水をこぼしてしまった、登下校中に水濡れや落下等で破損・故障させてしまったなど)
- イ 盗難された場合（警察への被害届の届け出が必要）

5 その他

(1) 端末の利用全般に関すること

- ア 端末やネットワークについて不具合や不正利用等を発見した場合は、速やかに教職員等に報告すること。
- イ 本ルール及び新 Y・YNET 利用ガイドライン並びに学校で定める端末の利用ルール等を遵守して利用すること。
- ウ 横浜市教育委員会及び各学校等（以下、「教育委員会等」という。）は、児童生徒が本ルール、新 Y・YNET 利用ガイドライン、学校で定める端末の利用ルール等に違反した場合又は児童生徒による端末及び新 Y・YNET の不適切な利用が認められた場合、当該児童生徒の端末及び新 Y・YNET の利用を制限又は停止することができる。
- エ 教育委員会等は、児童生徒が GIGA 端末等を通じて得る情報等に関して、その完全性、正確性、確実性、有用性等についていかなる保証も行わない。
- オ 教育委員会等は、児童生徒が GIGA 端末等の利用により、第三者との間で生じた紛争等に関して一切の責任を負わない。
- カ 教育委員会等は、新 Y・YNET に接続した GIGA 端末等によるインターネット等のログの管理及び監視を行う。

(2) BYOD 端末に関すること

- ア 教育委員会等は、BYOD 端末（当該端末にインストールされているソフトウェア、アプリ等を含む。以下同じ。）について一切動作保証を行わない。
- イ 教育委員会等は、BYOD 端末に生じた損害について一切の責任を負わない。
- ウ 教育委員会等は、BYOD 端末の不具合や故障等により児童生徒に生じた損害について一切の責任を負わない。

GIGA 端末及び周辺機器等にかかる弁済処理実施要領

制 定 令和4年1月1日

最近改正 令和5年4月1日

1 目的

- (1) GIGA 端末及び周辺機器等にかかる弁済処理については、「児童生徒の器物損壊にかかる費用弁済会計処理システム実施要領」によらず、「横浜市立学校における新教育情報ネットワーク等端末利用ルール」（以下、「端末利用ルール」という。）で示した弁済を求める範囲に基づき、弁済措置の導入を推進する。
- (2) 弁済の適切な執行ができるよう事務処理の手続きを定める。
- (3) GIGA 端末の導入と児童生徒への貸し出し開始を踏まえ、ICT機器特有の事情を考慮した弁済基準及び手続きを定める。

2 組織

- (1) 公正な校内手続きをふまえて執行できるよう、弁済処置の適用に係る校内委員会を開催する。
- (2) 校内委員会の構成については、特別な場合を除き、学校長、副校長、学級担任、その他学校長が必要と認めた者とし、端末利用ルールで示した弁済対象となる場合に該当するか公正な基準審査が行えるよう配慮する。

3 基準の原則

- (1) 行為区分の決定にあたっては、客観的で正確な事実把握に基づき、破損・故障等に係る行為を端末利用ルールで示した「弁済対象となる場合」「弁済対象とならない場合」に区分し、区分に応じた弁済を求める。
- (2) 行為区分ごとの弁済請求率は以下のとおりとし、「弁済対象となる場合」に区分される場合の弁済請求率は原則100%とする。

区分	行為の態様	弁済請求率
1	弁済対象となる場合	100%
2	弁済対象とならない場合	0%

4 配慮事項

- (1) 弁済措置の適用については事前に児童生徒及び保護者等に端末利用ルールの提示及び同意書等で周知するとともに、発生事実に基づき、端末利用ルールで示す弁済を求める範囲に照らし合わせ判断する。

- (2) 弁済処理の実施にあたっては、時系列と経緯が分かるよう書面等で記録を残す。別途示す様式等を、児童生徒及び保護者等と取り交わし、双方の認識に相違が生じないよう十分配慮する。

5 弁済処理の手順

校内委員会にて基準に照らし、弁済請求について判断し弁済処理を行う場合の手順は対象となるＩＣＴ機器によって異なる。以下で概要を示す。また、費用弁済及び現物弁済のいずれの場合においても、弁済に充てるための機器等を調達する際は、教育委員会が指定した仕様及び型番で調達することとする。

(1) 費用弁済のうち、学校での会計処理が発生する場合

(主に電源アダプタ及びケーブルなど周辺機器を除く Chromebook 端末本体の場合。)

ア「学校配当予算執行要領」の事務の流れに基づき契約事務を行い、支出命令書を作成する(財務会計システムにより作成)。

イ 児童生徒や保護者等に弁済を求める額を決定する。

ウ 配当予算主管課に「GIGA 端末及び周辺機器等にかかる費用弁済の納入通知書発行依頼書」を送付する(財務会計システムで入力した支出命令書番号を必ず記入する)。

エ 配当予算主管課より歳入用納付書が発行される。

オ 歳入用納付書を児童生徒、保護者等に渡し、弁済額を納付してもらう。

カ 児童生徒、保護者等から領収書のコピーをもらう。

キ 配当予算主管課で納付を確認後、弁済額相当分が支出した年度の学校予算に再配当される。(ただし、再配当後の支出が見込まれない場合には、再配当を行わない。)

(2) 現物弁済等学校での会計処理が発生しない場合

(主に iPad 端末本体又は電源アダプタやケーブルなど周辺機器等の場合)

ア 児童生徒及び保護者等に現物での弁済請求を決定する。

イ 児童生徒の保護者等に、必要な手続きを案内する。

ウ 児童生徒の保護者等の現物による弁済が確認できた時点で、受領書を発行する。

附則

令和4年1月1日から施行する。

附則

令和5年4月1日から施行する。